

# 学制期における人間形成論

—啓蒙思想家の教育的志向を中心にして—

川瀬 八洲 夫

Yasuo KAWASE

The views of building up character in Gakusei period

—Concerning with the intention of education by the  
thinkers of enlightenment—

Enlightenment, Primarily, has a role of lightening of the irrationality, ignorance with reason, a light of reason, and must be understood as a historical terms of “the enlightenment” of France in 18 century.

The enlightenment led by Rousseau, J. or Voltaire was, above all, critic, about the irrationality, inequality, injustice, especially, feudal “ancien régime”. It conducted the ideolog of “Freedom, Equality, Philanthropy” in the 19 century.

It, also, was the movement of breaking down the feudal and of getting possession of freedom of one’s heart, political freedom, and another human rights.

The other hand, the movement of enlightenment in Japan was promoted by the thinkers of the “Meiropusha”, for example, Yukichi Fukuzawa, Arinori Mori, Hiroyuki Kato, Amane Nishi, Shigeki Nishimura etc.

This period was the time of so-called “Gakusei”. It is a interesting matter for us what the views, in this period, the thinkers of enlightenment had of building up character concerning with the educational views.

In this paper I will deal with this matter concerning with the character of the enlightenment in the early era of Meiji.

## (1)

一般に啓蒙とはフランス語の illumination や英語の enlightenment に当るものとして理解されている。元来啓蒙思想は近世以来西欧における自然科学の発達とこれに基盤をもった哲学思想、合理主義科学主義的世界観に基礎をおいて発達してきたものであった。特に英国のロック(J. Locke)、ヒューム(Hume)、ギボン(Gibon)等の経験論にいろづけられながら西欧にわたり、仏のボルテール(Voltaire)、ルソー(J. Rousseau-)や百科全書派にひきつがれながらいわゆる18世紀的思想として特徴づけられることになるのである。

この啓蒙の意味についてはカント(I. Kant)の、「啓蒙とは人間が自己の未成年状態を脱却することである。しかしこの状態は人間がみずから招いたものであるから、人間自身にその責めがある。未成年とは、他者の指導がなければ自己の悟性を使用し得ない状態である。またかかる未成年状態

にあることは人間自身に責めがあるというのは、未成年の原因が悟性の欠少にあるのではなくて他者の指導がなくても自分から敢て悟性を使用しようとする決意と勇気とを欠くところに存するからである。それだから『Sapere aude. 敢て賢こかれ』『自己みずからの悟性を使用する勇氣をもて』——これが啓蒙の標語である<sup>1)</sup>。という定義は著名なことであるが、ここで「未成年状態を脱却」し「敢て賢こかれ、自己みずからの悟性を使用する勇氣をもて」と自覚的な、思考主体の確立を前提にして、啓蒙の概念規定としたのであった。カントがこの論文を公表したのは1784年のことで、西欧世界が専制的絶対主義が崩壊に瀕しており、先進的な資本主義国におけるイギリスから西欧へと、新興ブルジョアジーの意識が合理主義精神と理性主義とをあいことばにして、普遍化していくときであった。啓蒙 (illumination, enlightenment) の意味は何よりも無知蒙昧な意識や状態を理性の光りで啓発していくことであった。この意味で、啓蒙は理性と知性の力で、不合理、不明瞭なものに対する呵責なき糾弾を意味していた。同時にこの「啓蒙」の概念は18世紀フランスの歴史的現状とのかかわり合いにおいて、その本質的な意味がきらかになるが、18世紀フランス啓蒙はポルテール、ルソー等の指導による運動であるが、特にルソーによるそれは、腐敗墮落の18世紀フランス絶対主義下における、不合理、不平等、不正、専制への糾弾であり、こうした思想の第三階級への普遍化であり、そして何よりも、仏革命後の19世紀思想を特徴づける“自由”“平等”“博愛”への道標であった。このように啓蒙は、何より不合理、不平等な封建遺制、いわゆる、アンシャンレジーム (旧体制) への断固たる批判であるということができよう。

アメリカの著名の教育史家モンロー (P. Monroe) は啓蒙運動の性格について、次のように分析している。啓蒙とは人間の知的自由と充分な能力を立証し、特に教会および教会の補足物としての君主制によって加えられた人間感情に対する恐怖政治、思想に対する絶対主義、行動に対する専制主義を破壊することであった。啓蒙運動は個人の理性、国家の正義、宗教的信仰における寛容、政治活動の自由、および人間の権利に絶対の信頼をおいた。従ってこの時代を貫ぬく強力な信念は個人の特権であり、教会の信条や迷信、社会の因襲に拘束されることなく、あらゆる問題を自己自身で判断し、解釈する権利であった。かくて思想の自由、良心の自由、人生に処する理性の能力等を示すものである。このように理解されているのである<sup>2)</sup>。ここでも明らかなように、啓蒙とは、アンシャンレジームからの人間的諸感情と知的自由の解放と何よりも、知的自由の能力、政治活動の自由、思想、良心の自由、その他諸々の人間的諸権利の確認を意味するものであった。

こうした前提で考えるとき日本における「啓蒙」とはどのような性格として位置づけられるであろうか。即ち日本における啓蒙運動の性格と機能、その特質は如何ものであったろうか。

「啓蒙」の本質的意味は、これまで述べてきたように、何よりも、アンシャンレジームへの徹底した批判と、次の時代への人間的諸権利の確認と現実でのそれらの解放の道標となり得べき性格のものと考えねばならないのである。

日本の啓蒙期は1868年以降のほぼ10年間、いわゆる明治初年代がそれに当る。特に1872年からの3、4年はその集約的な時期であるが、この期は、周知の如く、文明開化の時期であって、政治政策の根底が富国強兵にあてられたときである。ことに文化政策は、日本の後進性をその起点とするだけに、何よりも上からの指導であることに特徴づけられる。この文明開化の実体はいうまでもなく、廃藩置県、四民平等、学制発布、鉄道電信、徴兵制、地租改正等の明治の諸改革であった。とりわけ、明治政府の文化政府の要は教育であった。この教育での理念は、福沢 (諭吉) 的理念的の反映として、旧体制下の教育に対して、四民平等、知識主義、勸学主義的な点で、かなり進歩的の側面を有していた。これは学制の理念である「被仰出書」に示されている通りである。

1872（明治5年）の学制令は、開明的思想に立脚し、上記の教育理念にそった施策を講じたが、封建遺制の残滓と改革のギャップの諸矛盾は教育組織、制度、教育内容、教育方法の諸側面に露呈していた。いわゆる学制期（1872～1879年）での基本は開明的知識主義的な教育ではあったが。

明治新政府の指導した開化政策は明治初年代前半の民衆教化政策——主として「大教宣布」運動——と、後半の官制的知的エリートの啓蒙活動——主として明六社の啓蒙運動——はその本質において表裏一体の性格として促えるべきであろう。本稿では主として、当時の最も知的エリート集団であり、特に、モンテスキュー（Montesquien）、ベンサム（O. Bantham）、ミル（O. S. Mill）、スペンサー（H. Spencer）、ギゾー（Guizot）等の西欧の近代思想家を導入し、いはば、松本氏のいう<sup>3)</sup>、儒教的な古き思惟様式の転換をなしとげようとし、また科学的実証的思考方法の尊重をしようとした明六社系の啓蒙思想家を考察の対象としている。まず啓蒙期において必ずしも知的エリートとはいえないが、多くの啓蒙家達によって、文明開化の唱導がなされたのであったが、それらの性格を考えてみよう。それらは例えば、「文明開化」（加藤祐一、明治6・7年）「開化の入口」（横河秋濤、明治6・7年）「開化問答」（小川為治、明治7年）「文明開化評林」（岡部啓五郎、明治8年）「文明田舎問答」（松田敏足、明治11年）等々で数えあげればきりのない程であるが、これらには基本的な性格として、アンシャンレジームに対して理性と正義の光で断罪し、人間的諸権利を明らかにするというようないわゆる啓蒙的精神は見当らないのである。これらの性格は服部氏のように、総じてたくみに明治の新権力天皇制の御用講話の役をしていること。——大政官政府にたいする<sup>4)</sup>、どんな意味でのレジスタンスもおよそみつけ出すことができない性格のものであった。

さて明治啓蒙期の最大の知的エリート集団である明六社はどのような思想家によって、構成され、そしてそれはどのような性格をもっていたのであろうか。

そもそも明六社は、学術結社として多面的な言論活動をしたものであったが、その趣旨は、「明六同社識」に求めることができよう。そこでは「頃日吾儕盍簪シ或ハ事理ヲ講シ或ハ異聞ヲ談シ一ハ以テ学業ヲ研磨シ一ハ以テ精神ヲ爽快ニス其談論筆記スル所積テ冊ヲ成スに及ヒ之ヲ鏤行シ以テ同好ノ士ニ頒ツ瑣々タル小冊ナリト雖モ邦人ノ為ニ智識ヲ開ク一助ト為ラハ幸甚<sup>5)</sup>」と述べられていてそれは研学と教化にその旨をおいているものであった。元來社は森有礼と西村茂樹が中心になって明治六年に興じたものであった。この明六社の目的は上述の社識、さらに「本邦の学者は、何れも孤立して互に相往來せず、政に世の益をなすこと甚少し、余は本邦の学者も、彼国（私注、米國を指す）の学者の如く、互に結社を結び、集会講究せんことを望む。且本邦近年国民の道德衰退して、其底止る所を知らず、是を救済するは老学士を措きて他にあるべからず。故に今一社を結び、一は学問の高進を謀り、一は道德の模範を立てんと欲す<sup>6)</sup>」という、明六社の中心の一人である西村茂樹の言に明らかである。こうした明六社に集った思想家は、当代の最も中心的な知的エリートを中心にしていたのである。

その社員は、立社の本員が10名即ち、西村茂樹、津田真道、西周、中村正直、加藤弘之、箕作秋坪、福沢諭吉、杉亨二、箕作麟祥、森有礼、立社の後に加わった者5名、格外員10名全てで30名であった<sup>7)</sup>。

彼等社員の共通点は次のようなものであった<sup>8)</sup>。

第一に、彼等は、何れも下級士族層の出身で、その多くが、1873年（安政3年）に開設された徳川幕府の西洋文化研究所たと同時に外交機関であった「蕃書調所」の教授であった人々であった。

第二に、彼等は何れもオランダ語を中心とする外国語の知識を夙に身につけることによって、豊富な西洋の新知識を当代に先んじて修得した人々であり、その意味で、日本「百科全書派」といわれるにふさわしい人々であった。そして、彼等は、世界観的、人生観的には、おおむね、実証主義ないし経験主義に立脚していた。しかも、彼等において、西洋の新知識の導入は、彼等共通の知的財産であった漢学の素養を土台とし、それを媒介として行われた。

第三に、「明六社」の社会的階級的存在性格に関することであるが、彼等は、多かれ少かれ、明治絶対主義政権の高級官僚と公約し私的に密接な関係にあった。文字通りの「天下の名士」であった。

1873（明治6）年、明六社を設立した時の社員10名の現職とその職歴は次のようであった<sup>9)</sup>。

（以下それぞれ氏名、出身、経歴、現職の順である）

西村茂樹	佐倉藩士	佐久間象山に学ぶ、佐倉藩大参事、	印旛県権参事、	家塾経営	ついで文部省 出仕
津田真道	津山藩士	開成所教授、静岡学校を主宰	刑法官判事兼外務大丞		
西 周	津和野藩々医	開成所教授・沼津兵学校頭取	兵部省出仕		
中村正直	幕臣	慶応二年英に留学、静岡学問所教授	大蔵省翻訳官		
加藤弘之	仙台藩士	開成所教授並・目付・大学大丞	侍読・外務大丞		
箕作秋坪	津山藩儒者	藩書調所教授職手伝・外国奉行支配翻訳御用	家塾	【三叉学舎経営	
福沢諭吉	中津藩士	外国方翻訳局、明治元年平民となる	慶応義塾経営		
杉 亨二	開成所教授並・沼津兵学校教授	太政官大主記			
箕作麟祥	津山藩士	開成所教授職見習・兵庫御用掛	太政官権大内史翻訳局長		
森 有礼	薩州藩士	慶応元年渡英・徴士・駐米代理公使	外務大丞		

これにみるように、ほとんど政府官権に属するいわゆる官制的思想家群ともいえるものであった。こうした社員によって、国字国語問題、学者職分論、文明開化論、政治論、経済論、社会問題、宗教論、法律論、教育論、婦人論、思想、科学、風俗等の広範な諸問題についてのいわゆる啓蒙的活動が行なわれたのであった。彼らのこうした活動にさいしての意識は「本朝ニテ學術文芸ノ会社ヲ結ビシハ今日ヲ始メトス。而シテ社中ノ諸賢ハ皆天下ノ名士ナリ。千古ノ不磨ノ説ハ必ラズ比会社ヨリ起ラント。何トゾ諸先生ノ卓職高論ヲ以テ愚蒙ノ眼ヲ覚シ天下ノ模範ヲ立テ、諸者ノ望ヲ曠ウセザランコトヲ是祈ル」という西村の言に<sup>10)</sup>あらわれていよう。そして後章で詳細に論じることであるが、彼等は共通して原理論とうらはらに、絶えず愚民観、差別的人間観を根底にもっていたのであった。

明六社の機関誌である明六雑誌の発足は1874（明治7）年2月に始まり毎月凡そ二号、11月になって三号に増し、同年中の刊行全部で25号、其冊数は105,984 そのうち既に売り出しの分80,127冊、毎号3205冊の割合であったという<sup>11)</sup>。当時最もよく読まれたという明治7年の「東京日々新聞」が84部の発刊というから<sup>12)</sup>、明六雑誌は学術誌としていかに読まれ、大きな影響を与えたか察知できる。

しかしこの雑誌も翌1875（明治8）年「讒謗律」および「新聞条令」が発布されたのを契機に福沢の筆になる「明六雑誌ノ出版ヲ止ルノ議案」を、西周、津田直道、阪谷素、森有礼の4人の続刊の主張をしりぞけて、福沢、西村、加藤弘之、中村正直、杉亨二等の多数派で承認し、結局、第43号を以て廃刊とし、明治啓蒙の決定的役割を持った明六社の啓蒙は事実上の終りをつげたのであった。

福沢の筆になる「出版ヲ止ルノ議案」は冒頭「本年六月発刊ノ讒謗律及ビ新聞条令ハ、我輩学者

ノ自由発論ト共ニ両立ス可ラザルモノナリ」という断定にはじまり以下「而シテ設立以来社中ニ行ハレタル論演説ノ趣ヲ見テ今後ヲ察スルニ、今後ノ出版必ス律令ニ触レザルヲ期ス可ラズ。加之社員十二八九は官吏タルヲ以テ七月九日第百十九号ノ官令ニヨレバ、発論シ制限益窮屈ナルヲ覚ユナリ。以下略」の如く、述べているもので、「律」「条令」に積極的、実践的に抗することなく自ら啓蒙活動の終りを告げたものであった。この点にこそ、明治啓蒙の本質的な性格が明瞭に示されたものといはざるを得ないのである。

以上の前提に基礎をおいて、次章で、明六社の啓蒙の性格を具体的に、自由・平等観とのかかわりにおいて、民撰議院論争を軸に論じ、つづいて第3章で、教育的志向との関連において人間形成論の特質を考察したい。

## (2)

確かに明六社は讒謗律、新聞条令に対して積極的、実践的抵抗の姿勢はとらなかつた。雑誌の廃刊をもって抗議の証としたものであった。それは先の福沢の筆になる「止ルノ議案」で、問題を「節ヲ屈シテ律令ニ適シ」か「自由自在ニ筆ヲ揮テ政府ノ罪人トナルカ」として促え、結局「屈スルコト能ハス」といって「自由ニスルコトモ能ハズ」であって、結局「雑誌ノ出版ヲ止ルノ一策アルノミ」という趣の結論を出したことにでもうかがえるのである。こうした状況のうちに明治啓蒙思想の性格を浮きぼりにする決定的なことが生じた。それは、1874(明治7)年7月18日、日新真事誌に「民撰議院設立建白書」が公表されたことであった。これは古沢迂郎、岡本建三郎、小室信夫、由利公正、江藤信平、板垣退助、後藤象二郎、副島種臣の連名で、天賦人權、四民平等、納税、代議権を核とした内容のものであった。これを契機にその是非についての大論争が展開されたのであった。この民撰議院論争についての新聞紙上の論争は「加藤が尚早説を掲げて、民撰議院設立の建白に一矢を放つや、世論嗷噪、底止する所を知らず。先ず馬城台二郎の仮名を冒したる大井憲太郎と加藤の数回の論難を較するにあり。更に森有礼の議院論批評となり、西周の反対説となり、津田真道の賛成説となり、西村茂樹の建白となれり。而して大井、古沢等、日新真事誌及報知新聞に抛りて、議院開設論を張揚し、福地源一郎等、東京日々新聞に抛りて加藤の尚早説に応援し、以て政府を擁護するに勉めたり。亦た其の建白の波動の如何に湧胸を極めたる乎を察すべきなり<sup>13)</sup>」の如き状態を呈していた。そしてこの論争は「建白」署名者の意図と主観をこえて、客観的には一個の「啓蒙運動」たる役割を演ずるに至り、国民一般の政治的関心を喚起し、全国各地に「自由民権」を高唱する政治結社を創出するまでになった<sup>14)</sup>のであった。こうした建白と時を同じくして、政党を組織し、民間の与論を喚起せんとして、“愛国公党”の組織化がすすんだのである。そしてその本誓で「天の斯民を生ずるや之に附与するに一定動かすべからざるの通議権利を以てす」「斯の通義権利なるものは、天の均く人民に賜ふ所の者にして、人力を以て移奮するを得ざる者なり」。「我党の目的は、唯だ斯の人民の通義権利を保護主張し、以て斯の人民をして自主自由、獨立不羈の人民たるを得せしむるに在る而已」等と述べて<sup>15)</sup>、天賦人權、自主自由の原理の普遍化への志向を明確にしたのである。

「建白書」は有司専制政治の下で、第一に有司専制を非難し、代議制度の早急な設立による政治改革をしたこと、第二に民選議院開設の大衆の関心を喚起することになったこと、第三に租税納入義務に対応する権利として参政の所以を明らかにしたこと、第四に、政府として一時中断していた憲法および議院制度の調査研究を復活させ、1874(明治7)年5月には地方官会議を新たに設けることを明らかにさせたことなどにその歴史的意義を見出すことができよう<sup>16)</sup>、こうした「建白書の

精神をより明確に具体的に明らかにしたのは同年4月の「立志社設立趣意書」であって、ここでは「夫れ我輩齊しく、日本帝国の人民なり。則ち三千有余万の人民尽く同等にして、貴賤尊卑の別なく、當きに其一定の権利を享受し、以て生命を保ち、自主を保ち、職業を勉め、福作を長じ、不羈独立の人民たるべきこと、昭々乎として明白なり。是の権利なるものは、權威以て之を奪ふを得ず、富貴以て之を圧するを得ず。蓋し天の以て均しく人民に賦与する所の者にして、而して斯の権利を保有せんと欲する者、亦人民の宜しく勤勉す可き所の者なり……」<sup>17)</sup>等と述べて、「人民尽く同等」として封建制下の身分制をきっぱり否定し、「貴賤尊卑」なく市民的権利＝自主自由の権利の普遍性を明確にしたものであった。しかし、「建白書」などの自由は、元来“自由”はルイスがいうように<sup>18)</sup>それ自体で目的であるのではなくて、あらゆる福祉の条件であり、基本である。それは「豊かな生活」の理想から安全まで、あらゆる人間関係における合理性と正義から人間の創造力の最高の展開まであらゆる理想を含むものであろうが、こうした側面よりは「斯議院を立る、天下の公論を伸長し、人民の通義権理を立て、天下の元気を鼓舞し、以て上下親近し、君臣相愛し、我帝国を維持振起し……」<sup>19)</sup>と「民撰議院設立建白書」の如く国権伸長と不可分に結びついていたもので、いわば民権と国権の目的関連性が保たれていたものであった。むしろ天賦人權の思想がラジカルな姿勢をとり、絶体主義権力と対決する市民的権利の自由として設定され展開されるようになったのは後藤氏の指摘する<sup>20)</sup>1877(明治10)年6月の「立志社建白書」や「世に良政府なる者のなきの設」等の植木枝盛の理論が出て、「言論思想」「人身」の自由が「生計」の自由と切りはなせないことを強調することになってからであった。

さてこうした「民撰議院論争」に対して明六社の啓蒙思想家はどういう立場をとったであろうか。彼等は共通して、その原理論や、天賦人權等については、異論はなかった。しかし、決定的な、時期や方法の実践的段階となるといづれも尚早論の立場に固執するものが多かった。

加藤弘之、西村茂樹、中村正直、西周、福沢諭吉、津田真道、森有礼等はいずれも、尚早論、漸進論あるいは慎重論的な立場にしか立たないのである。

論争展開の契機をつかった加藤は尚早論をもつての反対論を「日新真事誌」に発表、ドイツのビーデルマンの政学書の論を引いてその論をはったのである。西村は原理的には「夫民権ハ人民固有ノ至宝」<sup>21)</sup>であるとし「夫民撰議院の如きは理を以て論ずれば至公至平の極ナ」<sup>22)</sup>るもので、設立は当然の帰結なのであるが、方法論から考えて慎重論に落ちついてしまう<sup>23)</sup>のである。中村正直は「方今民撰議院トイフコト世ニ喧ビスシキコトハ吉兆トシテ慶スベシ」<sup>24)</sup>としてやはり原理的には賛成の意を表わしながらも、結局人民の性質をかえることからしなければならぬ<sup>25)</sup>としてやはり慎重論になってしまう。西も民撰議院設立の要を認めながらも<sup>26)</sup>、結局「唯其ノ民撰議院ナル者ハ此半開化ノ国ニ在テ俄カニ行フ可ラサル」<sup>27)</sup>として尚早論的な立場に立ち返ってしまうことになる。明六社社長の森有礼にあっては、一応その趣旨は理解しながらも「其志未タ分明ナラス又其文義(私注、建白書を指す)穏ナラサルヲ覚ユ」<sup>28)</sup>として、結局賛成しかねる内容を述べるものであった。津田真道はたしかに民撰議院即時開設に賛成はしたのであるが、代議士司選の人を「華氏族」と「平民の多く租税を納る者」<sup>29)</sup>という途方もない条件をつけての立論をしたのであった。先の「止ルノ議案」を草した福沢も結局、設立の要を認めてはいるが、結局漸進論的性格からの論であった<sup>30)</sup>。神田孝平も尚早論で設立の時期でないことを論じた<sup>31)</sup>のである。

明六社の啓蒙思想家はいずれも、天賦人權と四民平等、代議権等の諸問題については原理的に賛同を示し、むしろ積極的にその思想の一般化に尽力しながらも、実践的、方法論的な段階なると一転して、非開化論、あるいは愚民観的な立場から抑止の方向に志向したのであった。ここに彼等の

脆弱な立脚母体を明確にしたものといわざるを得ない。では彼等のこうした思想の根底をなす、人間観、教育（学問）観は如何なる性格のものであろうか。

### (3)

日本啓蒙思想の一つの頂点をなし、文化・思想・教育等の内的精神にヴィヴィットに深いかわり合いを持ち「日本のヴォルテール」と称される<sup>32)</sup>福沢諭吉は「明六社」に教育、学問に対する基本的性格を浮ぼりにする問題を提起していた。いわゆる「学者職分論」がそれである。これは福沢が「学問のすすめ」第四編に発表した「学者の職分を論ず」を中心にした、福沢、加藤弘之、西周、森有礼などの間における論争によって浮きぼりにされたものであった。これらの論争を通して、いわゆる「明六社」啓蒙のもう一つの性格が明確に見られるのである。

彼等の反論はいずれも「明六雑誌第二号」に見られるもので、「福沢先生ノ論ニ答フ」（加藤弘之）「学者職分論ノ評」（森有礼）「学者職分論ノ評」（津田真道）「非学者職分論」（西周）等がその諸論文である。加藤にしても、森にしても、津田、西にしても、単に明六社の代表的思想家というのではなく、いずれも、明治啓蒙思想の主力思想家であることは論を待たない。

福沢は文明開化がいわゆる上からの開化で人民の自主的主体的精神に支えられていないのを批判し、また文明開化をすすめる主体が少くとも政府の仕事ではなく、学者の仕事であり、とくに洋学者の任務であると志向したのに反し、「当時洋学者は或は字を読んで義を解せざる敷、又は義を解して事実には施する誠意なき敷、独り官あるを知て私あるを知らず、政府にあらざれば事は為せぬ者と思ふ<sup>33)</sup>」状態に対してのきびしい指弾であった。

これに対し、真先に反論を示した加藤は、まず国権的立場から「先生（私注、福沢諭吉のこと）ノ論ハリベラールナリ。リベラール決シテ不可ナルニハアラス、欧州各国近今世道ノ上進ヲ裨補スル最モリベラールノ功ニ在リ。去レトモリベラールノ論甚タシキニ過ルトキハ国権ハ遂ニ衰弱セルヲ得サルニ至ル可ク、国権遂ニ衰弱スレハ国家亦決シテ立ツ可ラス<sup>34)</sup>」と論じて、民権が国権からの二者択一の間に戻元し、結局、福沢論に対しては「国務モ民事モ俱ニ肝要タレハ、洋学者タル者其才其学ニ随テ、或ハ官務ニ従事スル者モアリ、或ハ私業ニ、従事スル者モアリテ、偏セサル方可ナル可ント思フナリ<sup>35)</sup>」と論駁したのである。加藤は民撰議院論争と同時に国権至上の原理から論理を構築し、福沢の論に対したのであった。また明六社社長の森有礼も「然レハ官途ニ出テ之ヲ為スモ（私注、世ノ文明ヲ進ムルコトを指す）又私立シテ之ヲ為スモ別ニ差異アルコトナシ。福沢先生ノ私立為業以テ天下ノ人ニ其方向ヲ示サル」ノ意思ハ先生ノ意思ニシテ嘉スヘク又之ヲ嘉トスル人為ノ為ニ快然タル意思ナリ。然レトモ私立為業ト在官為務ト較テ世ノ利害ヲ論セラル」ハ恐クハ未タ其趣旨ノ偏ナルヲ免カレス<sup>36)</sup>と主張し、また津田も「在官私立ニ拘ラス各其地位ニ従ヒ其人相当ニ尽カスルコト出来ベキナリ。然ルヲ我輩皆官ヲ去リ私ニ就カザレバ出来ズト云ヘルハアマリ激ナルベシ<sup>37)</sup>」と主張し、西もこれまた「然ルニ今一偏ニ私立ヲ主トシテ其生氣ヲ養フコトナキ時ハ譬ヘハ皮膚弛緩ノ人ノ酷寒ニ逢フカ如ク、幾ハクカ其胃発熱変シテ夫ノ疫癘トナラサル<sup>38)</sup>」と立論し、いずれも彼等は、福沢の論を一方的極論として斥け、福沢のいわゆる上からの指導による文明開化に批判的な立場を明確にし、人民の主体的な立場からの、いわゆる、「独立ノ気風」による文明開化、学問の進展を、求めた精神に対峙したのである。

福沢の問題提起はいわば、人間の精神（文明）と権力との間に本来あるべききびしい緊張関係についてのもの<sup>39)</sup>であったが、こうした、学者として、学問追求としての最も基本的で、最も切実な内的な緊張に対するに上の立場は所詮官制的啓蒙家の役割を超えるものではなかったのだというべ

きであろう。

彼等を中心とする明六社の啓蒙思想家はその教育的志向とのかかわりにおいて、どのような人間観、成長、発達観を有していたのであろうか。まず、その個別的検討からはじめよう。

日本における近代的な西欧の哲学研究の先駆とされ、特有な哲学観を展開し、のち山県有朋のブレーンとして「軍人勅諭」の起草者として知られる西周は次のような人間論を展開したのであった。まず「国民気風論」において、人民の性格をまず「其下ニ立ツ国民ノ気風ハ君ヲ尊ビ臣ヲ賤スル」ものと断じ、その徳、性質を「忠諒易直」と見るのであった。「忠諒」は、その義の反対に「惨酷」を認めるものであり、かつ学を好まないことから「愚」に通ずるものである。また「易直」はその徳の反対に「頑曲」ということになると説明するのである。これらの気風は専政の下にあっては最上のものであっても民権の時期にあっては、批判され、克服されるべきものと考えてるのであった。

そもそも西は、人間にあって最も重要なものは「意」と「情」と伴って存在する「智」であるとする<sup>40</sup>。「世論万般ノ事身ヲ持シ人ニ遇シ天下国家ヲ始メ四海万国ヲ庄服ス皆」<sup>41</sup>は智であって、それは人間にあって最高の働きをするものであり、その智は「才」「能」「識」から成っているのである。こうした認識に立って「人世三宝説」<sup>42</sup>で、独自の人間論を展開するのである。この「三宝説」で、まず、賓雑吾の利学の大旨では、人の斯世に処する一大目的は最大福祉であり、その目的に達するために「人生三宝説」を説くのであると述べ、そしてそれは「余力管見」であるとして、立論するのである。人世の三宝とは「第一ニ健康、第二ニ智識、第三ニ富有」<sup>43</sup>であるとし、これをもって、従来の東洋道徳とされた「溫柔、敦厚、恭謙、揖讓、寡欲、無欲」<sup>44</sup>欲を消極的であると批判し、三宝を「天ノ斯人ニ賦与」したものとし「三聖（耶蘇、釈迦、孔子）ノ教ユル所」と異ならずと考えるのであった。かくして設定された三宝のそれぞれについて、その理由を、天稟の徳性として説明するのである。この西の所説はベンサム（Bentham）を中心とする西欧の功利主義思想の影響の下に形成された理論であるが、確かに個人のストイックな生活規範を形成し、個性の自由な開花を結果として抑圧してきた封建的儒教への鋭い批判であった点では積極的進歩的役割を持ったがこれは明治前半期国家主義的国民形成論への無批判な埋没的な前題になる理論であるといえよう。明治啓蒙期の最も代表的な法律学者である津田真道は明六社雑誌に独自の論文を発表し、自由主義的な立場から論陣を張った。それはいずれも「拷問論」（明六社雑誌 第七号、第十号）「死刑論」（同第四十一号）「廢娼論」（同第四十二号）となってあらわれている。

彼の自由なる人間観は、まず、「抑自由ノ權ハ吾人固有ノ正權ニシテ文明各国ノ尤貴ム所ナリ。然レトモ人苟モ猥ニ此權ヲ用ヒテ他人ノ自由ヲ害スル時ハ則不義ナリ、故ニ自由ノ弊ヲ語レバ專横ナリ」<sup>45</sup>と自然法思想に立脚して自由権を論じ「出版自由ナランコトヲ望ム」（明六社雑誌 第六号）において自由権をより明確に論じるのである。いっぽう人間性の自由な発場を拘束してきた儒学倫理について批判し、その上「儒者ノ道只管仁義ヲ説テ經濟ノ学ヲ講ゼズ、却テ全国貧窮ニシテ未曾テ富マス、国人一般身体上ノ幸福ヲ欠ク者モ其教フル所其宜シキヲ得ザルガ為ナリ。朱子学者流、天理人欲相反シタル者ト見解ヲ定メタルモ笑フ可シ」<sup>46</sup>と指弾するのである。こうした津田にあって、男尊女卑の弊風はきつく批判され、「夫婦有別論」（明六社雑誌 第二十二号）等において論じられ「風俗習慣ニ於テ夫婦交際ニ在テハ夫婦固ヨリ同等ニシテ尊卑アルコトナシ」<sup>47</sup>の如く論じられ、本質的に男女の尊厳性と平等は確立されなければならないと論じられるのである。また「拷問論」（明六社雑誌七号、九号）では拷問の殘虐性の非を明確にし、刑とはそもそも人の罪惡を懲するもので、それは罪業を悔い改めさせ、善道に復歸させるものだという近代的教育刑主義を展開



するのである。こうした論の基底には人道主義的人間観が在るのをみるのである。

更に自由と平等性に立脚しての人間観に中村正直の、福沢諭吉の、それぞれの独自の立論があり、また開明的な立場から森有礼、原理的には自主自由の原理を高唱しながら方法実践論的には愚民意識から脱脚できない、西村茂樹、加藤弘之の人間観が見出されるのである。それぞれの特質と教育的志向との関係は、教育の発展に重要な意味をもつのであった。(未完)

- 1) 「啓蒙とは何か」カント著 篠田英雄訳 岩波文庫 p. 7
- 2) 「A Text-Book in the History of Education」邦訳「教育史概説」川崎源訳 p. 174 理想社
- 3) 「近代日本の政治と人間」松本三之介 p. 44 創文社
- 4) 「服部之総著作集第六巻」明治の思想 p. 171
- 5) 「明治文化全集第五巻」雑誌篇 p. 44
- 6) 「泊翁西村茂樹伝」上 p. 370 日本弘道会篇
- 7) 「明六社第一回役員改選＝付演説」森有礼 明六社雑誌 第三十号 明治文化全集第五巻 雑誌篇所収  
以下 明六社雑誌はこれによる。
- 8) 「近代日本思想の構造」宮川透 p. 44～5 東大学術叢書
- 9) 「維新の変革と近代的知識人の誕生」遠山茂樹 近代日本思想史講座 第4巻 p. 171 筑摩書房
- 10) 「明六社雑誌解題」明治文化全集 第十八巻雑誌編 日本評論社 昭和3年版
- 11) 「明六社第一回役員改選＝付演説」森有礼 明六社雑誌第三十号
- 12) 「明六社雑誌解題」明治文化全集解題 第18巻 昭和3年版
- 13) 「自由党史」上 p. 110～111 岩波文庫
- 14) 「近代日本思想の構造」宮川透 p. 34 東大学術叢書
- 15) 「自由党史」上 p. 88 岩波文庫
- 16) 「自由民権運動の研究」内藤正中 p. 35—37 青木書店
- 17) 「自由党史」上 p. 138
- 18) 「Marxism and The Open Mind」J. Lewis 邦訳「マルクス主義と偏見なき精神」真下信一他訳 p. 110  
岩波現代叢書
- 19) 「自由党史」上 p. 93 岩波文庫
- 20) 「自由と民権の思想」後藤靖 日本歴史 近代3 p. 171 岩波講座
- 21) 「政府と人民異利害論」明六雑誌第39号
- 22) 「日新真事誌」自由党史 上 p. 132—134 岩波文庫
- 23) 同 上
- 24) 「人民ノ性質ヲ改造スル説」明六雑誌 第30号
- 25) 同 上
- 26) 「網羅議院ノ説」明六雑誌 29号
- 27) 同 上
- 28) 「民撰議院設立建言動之評」明六雑誌 第3号
- 29) 「政論 三」明六雑誌12号
- 30) 「国権可分之説」民間雑誌12篇
- 31) 「民選議院ノ時未到論」明六雑誌19号
- 32) 「日本の啓蒙主義」近代思想史第一巻所収 p. 68 青木書店
- 33) 「学者の職分を論ず」福沢諭吉 学問のすすめ 第四篇
- 34) 「福沢先生ノ論ニ答フ」加藤弘之 明六社雑誌第二号
- 35) 同 上

東京家政大学研究紀要第10集

- 36) 「学者職分論ノ評」明六雑誌二等
- 37) 「学者職分論ノ評」津田真道 明六社雑誌 第二号
- 38) 「非学者職分論」西周 明六社雑誌 第二号
- 39) 「近代日本の政治と人間」松本三之介 p. 55 創文社
- 40) 「知説」一 明六社雑誌 第十四号
- 41) 同 上
- 42) 明六社雑誌 第三十八, 三十九, 四十, 四十二号にわたっての所説
- 43) 「人世三宝説」一 明六雑誌第三十八号
- 44) 同 上
- 45) 「情欲論」明六社雑誌 第三十四号
- 46) 同 上
- 47) 「夫婦同権弁」明六社雑誌 第三十五号